**一般廃棄物処理施設設置許可申請書の添付書類一覧表**

１　すべての施設に共通する書類及び図面

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 名　　　　称 | 表示すべき事項 | 備　　　　考 |
| 1 | 計画予定地明細書（別紙１） | | 施設の設置の場所 |
| 2 | 計画の概要（別紙２） | | 施設の種類、処理品目、処理能力等 |
| 3 | 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項（別紙３） | |  |
| 4 | 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項（別紙４） | |  |
| 5 | 一般廃棄物の搬入及び搬出に関する事項（別紙５） | |  |
| 6 | 位置図（見取図） | ・計画予定地の敷地境界  ・計画予定地からの水路の流末  ・計画予定地への搬入路の予定 | ・縮尺:1/10,000～1/25,000  ・縮尺を必ず記載すること |
| 7 | 公図の写し | ・計画予定地の敷地境界  ・各筆ごとに地番、地目、地積、所有者の住所氏名  ・備え付けられていた場所、転写日時、転写人の住所氏名及び転写人の押印 | ・色塗:水路(青)、道(茶)  ・縮尺を必ず記載すること |
| 8 | 周辺の土地利用現況図 | ・計画予定地の敷地境界  ・計画予定地からの水路の状況  ・放流予定地点  ・計画予定地への搬入路  ・土地利用の状況  ・公共施設、主な建築物等の位置及び名称  ・河川、道路、下流水源等の位置 | ・縮尺:1/2,500～1/5,000  ・縮尺を必ず記載すること |
| 9 | 周辺の土地利用規制図 | ・計画予定地の敷地境界  ・計画予定地からの水路の流末  ・計画予定地への搬入路の予定  ・都市計画関係(用途地域等)、関係法令等の規制地域 | ・縮尺:1/2,500～1/5,000  ・縮尺を必ず記載すること |
| 10 | 設置場所の土地の登記簿謄本 | | ・おおむね３月以内のもの |
| 11 | 施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類 | | ・技術管理者の資格を証する書類 |
| 12 | 施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（別紙６） | |  |
| 13 | 協議者が法人である場合は次の書類  ①定款又は寄付行為及び登記簿の謄本  ②直近３年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済み額を証する書類 | |  |
| 14 | 協議者が個人である場合は次の書類  ①その住民票の写し及び登記事項証明書  ②資産に関する調書（別紙７）並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 | |
| 15 | 住民票の写し及び登記事項証明書 | | ・次に掲げる者に関するもの  ①営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者の法定代理人  ②法人役員  ③百分の五以上の株式保有者又は出資者（法人の場合は、登記簿謄本）  ④令４条の７に規定する使用人 |
| 16 | 誓約書（別紙８） | |  |
| 17 | 生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類  ①設置しようとする一般廃棄物処理施設の種類及び規模並びに処理する一般廃棄物の種類を勘案し、当該一般廃棄物処理施設を設置することに伴い生ずる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動又は悪臭に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行ったもの（以下「一般廃棄物処理施設生活環境影響調査項目」という。）  ②一般廃棄物処理施設生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法  ③当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握の方法  ④当該一般廃棄物処理施設を設置することにより予測される一般廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法  ⑤当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果  ⑥大気汚染、水質汚濁、騒音、振動又は悪臭のうち、これに係る事項を一般廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由  ⑦その他当該一般廃棄物処理施設を設置することが、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に関して参考となる事項 | | |
|

※設置許可申請時には、「申請書チェックリスト」を添付書類の鏡紙として提出してください。

２　ごみ処理施設にあっては、１に加えて次の書類及び図面

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 18 | 一般廃棄物の受け入れ設備等の概要（別紙９） | |  |
| 19 | 施設の構造基準適合状況（別紙10） | |  |
| 20 | 施設の維持管理基準適合状況（別紙11） | |  |
| 21 | 中間処理後の一般廃棄物の処分方法（別紙12） | |  |
| 22 | 施設配置図 | ・主要な施設の配置状況 |  |
| 23 | 処理工程図 | ・廃棄物の受入から処理に至る過程のフローチャート |  |
| 24 | 施設の平面図 |  | ・施設の構造を明らかにするも　のであること  ・縮尺を必ず記入すること |
| 25 | 施設の立面図 |  |
| 26 | 施設の断面図 |  |
| 27 | 施設の構造図 |  |
| 28 | 施設の設計計算書 |  | ・処理施設の仕様及び構造を明　らかにするものであること。 |
| 29 | 公害防止対策設備の設置に関する計画の詳細書 | ・処理に伴い生ずる排ガス、排水の処理方式の詳細内容  ・騒音、振動、悪臭発散の防止措置の詳細内容 | ・公害防止対策設備の構造図、処理系統図、能力、設計計算書等を添付すること |
|

（別紙１）　 計　画　予　定　地　明　細　書

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 地　　　　番 | 所有者名 | 地　目 | 現　況 | 地　積 | 購入・借地  (予定)の別 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

（別紙２） 計　　画　　の　　概　　要

１　施設の種類（該当する施設をチェックすること。）

　　 □最終処分場

□ごみ処理施設

　　 □し尿処理施設

２　処理する一般廃棄物の種類及び処理能力

(1) 最終処分場の場合

埋め立てる一般廃棄物の種類

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 埋立地の面積 | ㎡ | 埋立容積 | ｍ3 |

　(2) ごみ処理施設の場合（各施設の処理能力を記載すること。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 処理方法 | 施設名 | 基数 | 処理対象物 | 処　　理　　能　　力 |
| (例)　破砕 | ﾌﾟﾚｼｭﾚｯﾀｰ  MSS－150型 | 1 | 金属くず | [4.0](32.0)・ｔ／時間（日＝８時間） |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

※同施設で複数種類の一般廃棄物を同時に処理する場合は、その混合処理能力も記載すること。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

３　その他参考事項

|  |
| --- |
|  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 本計画の担当者  役　職・氏　名 | （連絡先の電話番号　　　　　　　　　　　　　） |

（別紙３）

一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項

１　施設の位置（施設配置図により計画予定地内での施設の位置を明確にすること。）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 施設配置図 |

２　施設の処理方式（例：焼却施設であればストーカ式、ロータリーキルン式等）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 処理工程図、平面・立面・断面・構造図、施設の設計計算書 |

３　施設の構造（設備の概要、設置基数等）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 処理工程図、平面・立面・断面・構造図、施設の設計計算書 |

４　生活環境への負荷に関する事項（排ガス及び排水に関する量及び処理方法並びに生活環境への

　負荷に関する数値等）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 大気関係 | 処理後の排ガスの性状（項目及び定常運転時での計画値） |  |
| 排ガス量 |  |
| 排ガスの処理方法  （排ガス処理設備の方式） |  |
| 排出口の数 |  |
| 排出口の位置 |  |
| 排出口の高さ |  |
| 水質関係  水質関係 | 処理前の水質  （項目及び定常運転時での計画値） |  |
| 処理後の水質  （項目及び定常運転時での計画値） |  |
| 排水量 |  |
| 排水の処理方法  （排水処理設備の方式） |  |
| 排水口の数 |  |
| 排水口の位置 |  |
| 放流先の状況 |  |
| 騒音関係 | 発生源の騒音レベル  （騒音発生要因及び定常運転時での騒音レベル） |  |
| 敷地境界の騒音レベル |  |
| 騒音防止の方法 |  |
| 振動関係 | 発生源の振動レベル  （振動発生要因及び定常運転時での振動レベル） |  |
| 敷地境界の振動レベル |  |
| 振動防止の方法 |  |
| 悪臭関係 | 臭気関係の項目及び数値（定常運転時での悪臭関係設計計算値） |  |
| 悪臭発散の防止方法 |  |

５　その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項

（別紙４）

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項

１　排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした　数値及び測定頻度に関する事項

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 大気汚染 |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 水質汚濁 |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 騒　　音 |  |  |  |
|  |  |  |
| 振　　動 |  |  |  |
|  |  |  |
| 悪　　臭 |  |  |  |
|  |  |  |

２　その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

（別紙５）

一般廃棄物の搬入及び搬出に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 操業予定時間 | 時間／日　（　　　　時～　　　　時） |
| １日の搬入予定量  搬入予定時間 | ・ｔ／日　（搬入車両　　　　台／日）  　　　　　　　　　　　　時　～　　　　　　　　　時 |
| １日の搬出予定量  搬出予定時間 | ・ｔ／日　（搬出車両　　　　台／日）  　　　　　　　　　　　　時　～　　　　　　　　　時 |
| 搬入・搬出の際の  環境保全措置 |  |
| 搬入・搬出経路 |  |
|

（別紙６） 施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその調達方法を記載した書類

(1) 施設の設置等に要する資金

|  |  |
| --- | --- |
| 用地費 |  |
| 造成費 |  |
| 建物費 |  |
| 工作物費 |  |
| 機械装置費 |  |
| 重機備品費 |  |
| その他 |  |
| 計 |  |

(2) 施設の維持管理に要する資金

|  |  |
| --- | --- |
| 保守管理費 |  |
| 電気代、水道代、燃料費等 |  |
| 人件費 |  |
| その他 |  |
| 計 |  |

(3) 資金の調達方法

|  |  |
| --- | --- |
| 自己資金 |  |
| 制度融資 |  |
| 金融機関借入 |  |
| その他 |  |
| 計 |  |

(注) 金融機関等の融資証明を添付する必要はないこと。

（別紙７）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 資　産　に　関　す　る　調　書 　　　　　年　　月　　日現在 | | | |
| 資産の種別 | 内　　訳 | 数　　量 | 価格、金額（千円） |
| 現金預金 |  |  |  |
| 有価証券 |  |  |  |
| 未収入金 |  |  |  |
| 売掛金 |  |  |  |
| 受取手形 |  |  |  |
| 土地 |  |  |  |
| 建物 |  |  |  |
| 備品 |  |  |  |
| 車両 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 資　　　産　　　計 | | |  |
| 負債の種別 | 内　　訳 | 数　　量 | 価格、金額（千円） |
| 長期借入金 |  |  |  |
| 短期借入金 |  |  |  |
| 未払金 |  |  |  |
| 預り金 |  |  |  |
| 前受金 |  |  |  |
| 買掛金 |  |  |  |
| 支払手形 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 負　　　債　　　計 | | |  |

（別紙８）

**誓　　約　　書**

令和　　年　　月　　日

群馬県知事　あて

　　　　　　 申請者

　　　　　　　　 住　所

　　　　　　　　 氏　名

（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条の２第１項第４号に該当しない者であることを誓約します。

|  |
| --- |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条の２第１項第４号  申請者が第７条第５項第４号イからルまでのいずれにも該当しないこと。  第７条第５項第４号  イ　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの  ロ　破産手続の開始の決定を受けて復権を得ない者  ハ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者  ニ　この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(注1)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。第32条の３第７項及び第32条の11第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の２、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者  ホ　第７条の４第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項若しくは第14条の３の２第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項（これらの規定を第14条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第７条の４第１項第３号又は第14条の３の２第１項第３号（第14条の６において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第８条の５第６項及び第14条第５項第２号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）  ヘ　第７条の４若しくは第14条の３の２（第14条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第２項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第３項（第14条の２第３項及び第14条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から５年を経過しないもの  ト　ヘに規定する期間内に次条第３項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人(注2)であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人(注2)であった者で、当該届出の日から５年を経過しないもの  チ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者  リ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第５項第２号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの  ヌ　法人でその役員又は政令で定める使用人(注2)のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの  ル　個人で政令で定める使用人(注2)のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの  (注1) その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法  (注2) 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの  (1) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）  (2) (1)に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの |

（別紙９）　　　　　　　　一般廃棄物の受け入れ設備等の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 処理前の廃棄物の保管施設 | 処理後の廃棄物の保管施設 |
| 一般廃棄物の種類 |  |  |
| 保管施設の設置場所 |  |  |
| 保管施設の面積 |  |  |
| 保管能力（容量） |  |  |
| 飛散防止措置 |  |  |
| 流出防止措置 |  |  |
| 地下浸透防止措置 |  |  |
| 悪臭発散防止措置 |  |  |
| 害虫発生防止措置 |  |  |
| 火災防止措置 |  |  |
| 保管施設の構造 |  |  |
|

（別紙12）

中間処理後の一般廃棄物（汚泥又は焼却灰等）の処分方法

１　中間処理後の一般廃棄物の処理方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 中間処理後の  一般廃棄物の種類 | |  |
| 発生量 | | ／日 |
| 処分方法 | | 埋立処分　　海洋投入処分　　中間処理　　売却  　中間処理、売却の場合は具体的な方法 |
| 処 分 先 | 自己処理 | (処分場所) |
| 委託処理 | (処分業者名) |
| (所　在　地) |

２　中間処理後の特別管理一般廃棄物の処分方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 中間処理後の  特別管理一般廃棄物  の種類 | |  |
| 発生量 | | ／日 |
| 処分方法 | | 埋立処分　　海洋投入処分　　中間処理　　売却  　中間処理、売却の場合は具体的な方法 |
| 処 分 先 | 自己処理 | (処分場所) |
| 委託処理 | (処分業者名) |
| (所　在　地) |